

---

プロジェクト ASAF 対応

項目 のれん及び減損－EFRAG のディスカッション・ペーパー

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 9 月の ASAF 会議資料とされている、2017 年 6 月 29 日に公表された欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のディスカッション・ペーパー「のれんの減損テストは改善できるか？」(以下「本 DP」という。)における EFRAG の提案をご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。

### 本 DP の目的

2. 本 DP は、これまでに EFRAG が公表したディスカッション・ペーパーに寄せられた欧州の関係者からの意見を踏まえ、のれんの減損テストにおける潜在的な改正点を示し、次に対処することを目的としている。
  - (1) 減損損失が適時に認識されないとする懸念を軽減するために、減損テストの有効性と適用を強化すること
  - (2) コスト及び便益のより良いバランスを目指し、複雑性を軽減すること
3. なお、企業結合における無形資産の識別及び測定 (のれんと区別すべきか、あるいはのれんに含まるべきか等)、年次ののれんの償却の再導入についてのメリット/デメリットの検討及び開示要求事項の改善については、本 DP の議論の対象外とされている。
4. また、本 DP の提案は議論を活性化するためのものであり、EFRAG が最終的な結論に至っていないことが補足されている。

### 本 DP の質問項目

5. EFRAG は、次の各論点に対する EFRAG の提案に対する意見に加え、そのほかの改善提案があるかについて質問を設けている。
  - (1) 企業はどのように、のれんを配分すべきか。
  - (2) 企業は回収可能価額をいつ算定すべきか。

(3) 企業はどのように回収可能価額を算定すべきか。

EFRAG は、上記質問に対するフィードバックを、提案のさらなる検討及び IASB の将来の提案に対するインプットとして使用することを予定している。

## 本 DP の提案の概要

6. 本 DP の提案は次表のとおりであり、IASB において検討がなされているものも含まれている。なお、EFRAG のみからなされている提案については本文にその旨補足している（各提案の詳細は別紙 1 にも記載している。）。

対象論点	EFRAG 提案の概要	目的適合性及び有効性	複雑性	IASB の現在の検討状況
のれんをどのように配分すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加ガイダンスの提供</li> <li>のれんの CGU(資金生成単位) 毎の内訳情報の開示</li> </ul>	▲		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討していない。</li> <li>企業結合毎の内訳の開示を検討している。</li> </ul>
回収可能価額をいつ算定すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>減損テストにおける定性的な判定の導入</li> </ul>		▼	<ul style="list-style-type: none"> <li>兆候判定を適用する時期について検討している。</li> </ul>
回収可能価額をどのように算定すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>FVLCD 又は VIU のどちらか単一のモデルによる算定</li> </ul>		▼	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途に合わせた選択も追加で提案されている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>VIU に織り込まれる将来のリストラクチャリングの範囲の見直し</li> </ul>	▲	▼	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討していない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>税引後の割引率の使用を認める。</li> </ul>		▼	<ul style="list-style-type: none"> <li>同内容を検討している。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>のれん Accretion アプローチ</li> </ul>	▲		<ul style="list-style-type: none"> <li>PH アプローチ</li> </ul>

7. 以下では、EFRAG のみからなされている提案を中心にご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案を示している。

(1) のれん Accretion アプローチ (EFRAG のみ提案) (第 9 項から第 20 項)

- (2) のれんの配分 (EFRAG のみ提案) (第 21 項から第 24 項)
- (3) その他の提案 (一部 EFRAG のみ提案) (第 25 項から第 29 項)

### ASAF メンバーへの質問事項

8. 2017 年 9 月の ASAF 会議資料として、本 DP で提案しているのれん Accretion アプローチの内容を抜粋した追加の資料が提示されている。当該資料も含め、各提案についての ASAF メンバーに対する特段の質問事項は設けられておらず、実際の会議においては、本資料の第 5 項にも示した本 DP における次の内容の質問事項にコメントが求められることが考えられる。
- (1) のれん Accretion アプローチについて、減損テストにおいて自己創設のれんに対処すべきとすることに同意するか。のれん Accretion アプローチは、対処する方法として受入れ可能なアプローチか。
  - (2) 各提案に同意するか、また各論点について、のれんの減損テストを改善させるその他の提案があるか。

### (1) のれん Accretion アプローチ (EFRAG のみ提案)

#### (背景及び目的)

9. EFRAG は、IAS 第 36 号「資産の減損」(以下「IAS 第 36 号」という。)による、のれんの減損テストを、より有効で複雑性を軽減したものとすることが欧州の関係者より支持されているとしている。
10. また、のれんの減損を覆い隠す (shield) 効果のうち、以下(2)の第 2 のシールドに対処するものとして、本アプローチを提案している。
- (1) 第 1 のシールド：被取得事業ののれんが配分される、取得企業の CGU における認識されていないのれん (取得前ののれん:PH (Pre-acquisition Headroom))
  - (2) 第 2 のシールド：購入のれんに置き換わるあるいは補充される、取得後に生じた認識されないのれん (取得後ののれん：自己創設のれん)
11. EFRAG はまた、IASB の PH アプローチが、(取得後に PH の見直しがなされないため) 前項の第 1 のシールドに静的に対処するものである一方、のれん Accretion アプローチは (随時見直されるため) 前項の第 2 のシールドに動的に対処するものとして

**(アプローチの概要)**

12. のれん Accretion アプローチの概要は次のとおりである。

- (1) のれんの期首残高に Accretion 率（割引率）を乗じて Accretion 額<sup>1</sup>を決定する。
- (2) 累計 Accretion 額を、CGU の帳簿価額と回収可能価額の比較に加味する。
- (3) 減損が生じていない場合は当該 Accretion 額を維持し、減損が生じた場合には累計 Accretion 額を減額する。
- (4) のれんが完全に認識されなくなるまで、Accretion 額の算定を継続する。

	Year 1	Year 2	Year 3
CGUの帳簿価額 (のれん含む)	250	230	215
のれん	100	100	100-5=95
Accretion率	6%	7%	5%
累計Accretion額	100×6% =6	6+100×7% =13	13-5+(95×5%) =12.75
CGUの回収可能価額	258	238	230
減損額	No	230+13-238=5	No

**(アプローチの検討の前提)**

13. のれん Accretion アプローチの検討にあたり、EFRAG は次の前提を置いている。

- (1) 購入のれんは、たとえ自己創設のれんが補充される (replenished) ことにより、回収可能価額が維持されていたとしても、毀損している可能性があり、少なくとも投資に対する期待リターンに等しい割合で補充がなされていない場合、購入のれんが毀損しているものと見做す。
- (2) (1)は、購入のれんが将来の超過収益力の現在価値であり、当初認識額において割引かれた価値が、時の経過とともに巻き戻される (unwound) という考え方を反映したものとも考えられる。
- (3) 自己創設のれんは、一般的に直接測定することが実務上不可能 (IAS 第 36 号

<sup>1</sup> Accretion 額は貸借対照表に認識されず、減損テストを行うためのみに使用される。

BC135 項)であるため、当該シールドに対処する代替的な方法が不可欠であり、本アプローチは、想定利息 (notional interest) の計算と同様の方法を用い、自己創設のれんの創出をシミュレートすることを試みたものである。

(4) 当初のレート (Accretion 率) は投資者が当該投資を行った際の期待リターンを意味し、当該レートを見直すことは期待リターンを現在の見込みに更新することを意味する。

14. また、簡素化と費用対効果のバランスに考慮した点として、次を挙げている。

(1) 前項の前提を置くことにより、自己創設のれんを区分して測定することや、実務上可能で費用対効果が高いことを確保する必要があることに係る多くの課題に対処している。

(2) 現行の IAS 第 36 号の減損テストから追加的に必要となるインプットが生じない (減損テストで使用する割引率を Accretion 率とすると仮定した場合)。

(3) CGU におけるのれんを区別せずに同じ Accretion 率を適用する (既存 CGU におけるのれんと取得事業ののれんを区別せずに扱う。)

#### (追加で検討が必要な事項)

15. EFRAG は、追加検討が必要な項目として次を挙げている。

(1) アプローチの仕組みの詳細

(2) Accretion 率の選択 (VIU の算定に使用する割引率や他の期待リターン率)

(3) のれん Accretion アプローチと PH アプローチを複合的に適用できるか。

#### (その他補足)

16. 本アプローチは、減損損失を覆い隠す自己創設のれんに対処するものとして、CGU ののれんの期首残高に、(例えば) 減損テスト上の割引率を乗じたものが自己創設のれんを表すとする前提を置くものである。

17. EFRAG は、本アプローチは、購入した便益が時の経過とともに消費されることを意味しているとし、言い換えれば購入のれんの耐用年数は、確定できないものの有限であるとするものであるとしている。

18. さらに、本アプローチの適用は、自動的に年次の減損を生じさせるものではなく、一部には、購入ののれんが時間とともに消費され、耐用年数が有限であるという考えを支持しない見解や、他方で本アプローチの概念が正しいのであれば定期的な償

却が適切であるとする見解があることを認識していることが補足されている。

19. また、適切な割引率（Accretion 率）についての追加の検討が示されており、減損テストに用いる割引率と同じものとするのがシンプルな選択と考えられるものの、適用される割引率の低下により Accretion 額の増加が抑えられる一方で、実際には利息の低下により取得事業への企業の投資機会が増え、自己創設のれんの生成が促進される可能性があると考えられるため、直感に反する結果となること等の考察がなされている。

**(ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案)**

20. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。
- (1) 現状の IAS 第 36 号の要求事項では、のれんの減損損失が、PH や自己創設のれんにより覆い隠されてしまうとする問題意識について、特に、第 2 のシールドとして挙げられている、購入のれんが自己創設のれんに置き換えられ、資産として認識される問題意識は、当委員会が償却を主張する論拠の一つであり、重要な問題として対処すべき事項であることに同意する。
  - (2) 一方、のれん Accretion アプローチの前提と考えられる、各資産に一定のリターンが期待されるとする考え方について、資産を保有することに対する期待利益が満たされない場合の損失は一般的に会計処理されないものであるため（いわゆる機会損失）、のれんについて期待リターン相当額が増価する（Accretion）とする前提を置き、その価値が維持されない限り毀損しているとするのが適切なものか疑問である。
  - (3) 当委員会は、IAS 第 36 号によるのれんの減損テストには、第 1 のシールド（PH ののれん）及び第 2 のシールド（自己創設のれん）に加え、CGU を構成する他の識別可能資産の含み益によりのれんの減損が覆い隠されるという課題があり、定量的な減損テストにおいて、米国会計基準におけるステップ 2 の様な仕組みがなければ当該課題に対処できないものと認識している。

したがって、現状の減損テストにおいて、第 2 のシールドである自己創設のれんそのものに対処するためには、（本 DP がのれんの償却の再導入を議論の対象としていないことは承知しているものの）、Accretion アプローチを用いるより、償却することがより簡便に対応できると考えられる。

(2)のれんの配分について (EFRAGのみ提案)

21. 現行の IAS 第 36 号では、のれんの配分を行うべき CGU について、取得日から、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる取得企業の CGU 又は CGU グループに配分すべきとする原則に加え、限られたガイダンス (別紙 1 参照) しか提供されておらず、欧州の関係者からは、取得企業の既存の CGU が帳簿価額を超える公正価値 (PH) を有する場合に、企業は新規購入によるのれんの将来の減損を覆い隠すために、当該 CGU により多くののれんを配分するインセンティブが生じるとする懸念等が聞かれていた。

22. EFRAG は、のれんを CGU に配分する際に取得企業の PH が考慮されないことを担保するために、次のガイダンスを設けることを提案している。

- (1) ①配分先の取得企業の CGU の公正価値及び②被取得企業の対応する CGU の識別可能純資産の公正価値と、③企業結合後の CGU の公正価値との④差額 (③-①-②) に基づき、のれんを配分する。(⇒PH が含まれている①が、③にも含まれているため PH に対してのれんが配分されない。)

(前提)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業Aは企業BをCU 2,100で取得した。</li> <li>・ 企業Bの識別可能純資産の価値は1,800である (のれんは300=2,100-1,800) 。</li> <li>・ 企業Aには、ビバレッジ (CGU A) とソフトドリンク (CGU B) の2つの事業セグメントがある。</li> <li>・ 企業Bはビバレッジ事業を行っており、当該事業が企業AのCGU A、Bに便益をもたらす見込みである。</li> </ul>				
	①企業Aの取得前のCGUの公正価値	②企業Bの識別可能純資産の公正価値	③取得後のCGUの公正価値	④差額 =③-①-②
CGU A	2,000	1,700	3,985	285
CGU B	3,100	100	3,215	15
④の差額に基づき、のれんを配分する。				

- (2) 1. 被取得企業の CGU における識別可能純資産の公正価値と、2. 被取得企業の CGU 全体の公正価値との 3. 差額 (2. - 1.) に基づき、のれんを配分する。(⇒取得企業の PH が計算上含まれない。)

(前提)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業Aは企業BをCU 2,100で取得した。</li> <li>・ 企業Bの識別可能純資産の価値は1,800である (のれんは300=2,100-1,800) 。</li> <li>・ 企業Bには、2つの事業セグメント (Position A, B) がある</li> </ul>			
企業B	1.企業BのCGUの公正価値	2.企業Bの識別可能純資産の公正価値	3.差額 =1.-2.
Position A	1,500	1,300	200
Position B	600	500	100
3.の差額に基づき、のれんを配分する。			

23. また、企業結合毎に各 CGU に配分されたのれんの内訳の開示を求めることも併せて提案し、EFRAG は、両提案により購入したのれんの減損を隠すインセンティブに対処でき、より明確で透明性のあるのれんの配分がなされるとしている。

### (ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案)

24. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。

本資料の第 22 項(1)の提案において、取得後（企業結合後）の各 CGU の公正価値の合計額が、取得前（取得企業の既存）の各 CGU の公正価値と取得対価の合計額と理論的に同額となると考え例示されていると思われるが、実務上は、両者は必ずしも同額にならないと考えられる。両金額に差額が生じた場合についてはどのような配分方法を想定しているか。

### (3) その他の提案

#### (回収可能価額をいつ算定すべきか)

25. 2017 年 7 月 ASAF 会議で議論された、年次の減損テストの廃止に関連する論点として、EFRAG は、IASB スタッフが検討していた「いつ」兆候判定を行うかではなく、「どのような」兆候判定を行うべきかを検討している。
26. 具体的には、減損が生じている可能性が極めて低い (remote) 場合に、かつその場合にのみ、企業は回収可能価額の算定を要求されないとする兆候判定を認める提案を行っており、兆候の定性的な例示に加え、定量的な判定基準を加えることや、兆候判定における重要な判断の開示を要求する考えも示している。
27. EFRAG は、兆候判定の導入により、現行（IAS 第 36 号第 99 項<sup>2)</sup>）の直近に実施した

<sup>2)</sup> IAS 第 36 号 第 99 項

のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額について以前の期間に行った直近の詳細な計算は、次の要件がすべて満たされていることを条件に、当期における当該単位の減損テストに用いることができる。

- (a) 当該単位を構成する資産及び負債が、直近の回収可能価額の計算の時点から大きく変化していないこと
- (b) 直近の回収可能価額の計算結果が、帳簿価額を大差で上回っていたこと
- (c) 直近の回収可能価額の計算時点以降に発生した事象及び変化のあった状況の変化を分析した結果、当該資金生成単位の現在の回収可能価額が現在の帳簿価額を下回る可能性が極めて低い (remote) こと



定量的な減損テスト結果の使用を認める規定について、適用ハードルが高いとされている懸念に対処し、コストの削減に繋がるものと考えている。一方で、可能性が極めて低い (remote) ことの判断に潜在的なばらつきが懸念されることなど、追加的な判断が生じる懸念も示している。

### (回収可能価額をどのように算定すべきか)

28. EFRAG は、回収可能価額の算定に関して、主に複雑性を軽減することに繋がるものとして、以下を提案している。

#### (1) 単一のモデルによる算定

実務上の観点から、FVLCD (処分費用控除後の公正価値) 及び VIU (使用価値) のどちらかの方法のみ保持することにより、作成者及び利用者双方にとって用いた前提やインプットの検討が不要となり、簡素化につながり得る。

#### (2) VIU に織り込まれる将来のリストラクチャリングの範囲の見直し (EFRAG のみ提案)

現行の IAS 第 36 号は、VIU を資産の現在の状態で見積もらなければならないものとして、企業が未だ確約していない将来のリストラクチャリングや当該資産の性能の改善又は拡張から発生すると見込まれるコスト削減効果や便益を、キャッシュ・フローの見積りに含めてはならないとしている。

EFRAG は、当該リストラクチャリングは買手が最大購入価格を決定する際に考慮される要素であるとして関係者より疑問が示されていたことを受け、(未公表の) 正式な計画がある場合や予測可能な将来において完了が見込まれる場合など、実行可能性を考慮し、当該未だ確約していないリストラクチャリングを VIU の算定に織り込むことを認めることを提案している。EFRAG は、この提案により FVLCD と VIU の違いが減少し、企業の予算からリストラクチャリング分を除外する調整を加えるような手間が削減されるとしている。

#### (3) 税引後の割引率の使用

現行の IAS 第 36 号は、VIU の計算において、繰越欠損金、一時差異及び繰延税金により計算が複雑になるため、税引前のキャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引くことを要求しているが、EFRAG は、税引後のキャッシュ・フロー及び税引後の割引率の使用も認めることを提案し、その結果、WACC 等の使用が認められることを通じて企業の負荷が削減されると考察している。

**(ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案)**

29. ASAF 会議における複雑性の軽減に関連したその他の提案等に関する ASBJ 事務局の発言案については、資料(3)において IASB スタッフの提案と併せて検討している。

**ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案**

30. EFRAG のディスカッション・ペーパーに関する ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、本資料の第 20 項及び第 24 項に記載のとおりである。

**ディスカッション・ポイント**

のれんの減損テストに関する EFRAG の提案内容及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(別紙1)

## EFRAG のディスカッション・ペーパーの概要

### 第1章 背景

31. EFRAG は、2014 年 7 月公表のディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却すべきか？」(以下「2014 年 DP」という。)に対する関係者の意見を踏まえ、IASB が年次の償却を再導入するかに関らず、のれんの減損テストの潜在的な改善が、継続して取り組むべき論点となると考えている。
32. のれんそのものはキャッシュ・フローを生じさせず、個別に移管できず、また、直接測定できないものであるため、のれんをどのように会計処理すべきか、さらにはどのように減損テストを行うべきかについて様々な見解が生じている。
33. 例えば、IFRS、米国会計基準、IFRS for SMEs 及び欧州議会・理事会指令 (the Directive 2013/34) では、のれんの減損テストに関して、それぞれ異なる要求事項を設けている。
  - (1) IFRS (IAS 第 36 号「資産の減損」):

毎年及び減損している可能性を示す兆候がある場合にはいつでも、定量的な減損テストを行う。のれんの定量的な減損テストでは、CGU あるいは CGU グループで、帳簿価額が回収可能価額を超えていないかをテストする。のれん以外の償却資産については、減損している可能性を示す兆候がある場合にのみ回収可能価額の算定を求めている。
  - (2) 米国会計基準 (ASC Topic 350 「無形資産—のれん及びその他」):

少なくとも年に 1 度のれんの減損テストを実施する必要がある、その目的において、報告単位の帳簿価額が公正価値を下回っている可能性が高いかを判断する定性的なテストにより、定量的な減損テストが必要かを判断することをオプションとして設けている。なお、FASB は、のれんの暗示される公正価値を算定する、定量的な減損テストにおける 2 ステップ目の算定を廃止し、減損テストを簡素化している。
  - (3) IFRS for SMEs :

のれんの償却を要求し、毎報告日において、定性的な要因に基づき兆候があるかを評価することが求められ、兆候がある場合に、回収可能価額の算定を求めている。

- (4) 欧州議会・理事会指令 (the Directive 2013/34)<sup>3</sup> :  
 経済的な耐用年数に従って償却 (write-off) することを要求している。耐用年数が見積もれない場合は、5 年以上 10 年未満の各国で定められた上限に従って、償却する。価値の毀損については損失として認識し、戻し入れは行わない。

## 第2章 減損テストをどのように改善できるか。

### (論点の識別)

34. 2014 年 DP に対する多くの回答者は、減損テストには実務上の課題があり、ガイダンスに改善余地があるとした。最も一般的な論点及び潜在的な改善の対象とされた論点は次のとおりであった。
- (1) のれんの減損損失の認識は遅れており、過大に報告されていると考えられている。
  - (2) 減損テスト実施にコストと複雑性がある。
  - (3) 透明性の欠如や利益操作につながる重要な判断が介入する。
  - (4) 減損損失が生じる可能性を示す兆候が無い場合にも、回収可能価額の算定を要求する (米国会計基準と異なる。)
  - (5) のれんの CGU への配分に関する要求事項の改善：特に、潜在的な減損損失を、継続的な組織変更により覆い隠し得ることに懸念がある。
  - (6) 回収可能価額の決定における 2 つの方法の関係：一部の回答者は、現行の基準を見直し、単一の測定を求めるアプローチを提案している。
  - (7) 税引前ベースでの割引キャッシュ・フロー計算を要求することに問題がある。
  - (8) VIU 計算の前提、特に将来のリストラクチャリングに関する IAS 第 36 号のアプローチに問題がある。

---

<sup>3</sup> 欧州議会・理事会指令は、主に小規模企業の会計を簡素化すること、域内で相互比較が可能な分かりやすい会計基準を設けることを目的として、一般的な EU 共通の会計基準を規定するものである。

**(CGU へののれんの配分)**

**IAS 第 36 号の要求事項**

35. IAS 第 36 号の CGU へののれんの配分に関する主な要求事項は次のとおりである。

(1) のれんは、取得日から、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる取得企業の CGU 又は CGU グループに配分すべきである。これは、被取得企業の他の資産又は負債が当該単位又は単位グループに配分されているかどうかを問わない。

(2) のれんを配分するそれぞれの単位又は単位グループは、次のようなものとするべきである。

(i) 内部管理目的でのれんを監視する企業内部の最小のレベルを表す。

(ii) IFRS 第8号「事業セグメント」に従って決定したセグメントよりも大きくない。

36. なお、通常、取得企業は、取得企業のグループのどの部分が企業結合によるコスト削減や売上におけるシナジーによる便益を受けるか、企業結合前にデューデリジェンス等により分析を行っていることが補足されている。

**識別された論点**

37. 関係者は以下の懸念を示した。

(1) のれんの CGU への配分には主観的な判断が高いレベルで伴う一方、IAS 第 36 号には限られたガイダンスしか存在しない。

(2) 取得企業の既存の CGU が帳簿価額を超える回収可能価額を有する (PH がある) 場合に、企業は新規購入によるのれんの将来の減損を隠すために、当該 CGU により多くののれんを配分するインセンティブが生じる。

(3) のれんが繰り返し再配分された場合、当該情報を説明あるいは理解することは困難である。さらに、一部の関係者は、潜在的な減損損失を隠すために再配分を実施する可能性があることにも留意していた。

## 提案1：配分に関する追加的なガイダンス

38. IAS 第36号において、取得前のCGUの公正価値と取得後のCGUの公正価値の差額に基づき、のれんを配分する方法を示す。

(前提)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業Aは企業BをCU 2,100で取得した。</li> <li>・ 企業Bの識別可能純資産の価値は1,800である（のれんは300=2,100-1,800）。</li> <li>・ 企業Aには、ビバレッジ（CGU A）とソフトドリンク（CGU B）の2つの事業セグメントがある。</li> <li>・ 企業Bはビバレッジ事業を行っており、当該事業が企業AのCGU A、Bに便益をもたらす見込みである。</li> </ul>				
	①企業Aの取得前のCGUの公正価値	②企業Bの識別可能純資産の公正価値	③取得後のCGUの公正価値	④差額 =③-①-②
CGU A	2,000	1,700	3,985	285
CGU B	3,100	100	3,215	15
④の差額に基づき、のれんを配分する。				

39. また、別の方法として、被取得企業の各事業の公正価値と各事業における識別可能純資産の公正価値を算定し、当該差額あるいは割合（のれんの総額に対して、各事業の潜在的なのれんが占める割合）を潜在的なのれんを示すものとして、企業BのPosition A、Bの事業それぞれに関連する、企業Aの各CGUへの配分に用いることも考えられる。

(前提)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業Aは企業BをCU 2,100で取得した。</li> <li>・ 企業Bの識別可能純資産の価値は1,800である（のれんは300=2,100-1,800）。</li> <li>・ 企業Bには、2つの事業セグメント（Position A, B）がある</li> </ul>			
企業B	1.企業BのCGUの公正価値	2.企業Bの識別可能純資産の公正価値	3.差額 =1.-2.
Position A	1,500	1,300	200
Position B	600	500	100
3.の差額に基づき、のれんを配分する。			

40. 前項の方法では被取得企業の識別可能純資産に基づき、のれんが配分されることとなるため、企業結合に間接的に影響を受けるCGUへの配分がなされないこととなる。
41. 配分の基礎に関らず、ヘッドルームの減額につながらないような配分方法が取られるべきであり、それぞれのCGUに対して、のれんの配分の上限を設ける必要がある。
42. 提案の目的は、企業結合により便益が期待されるCGUのみに、期待されるシナジーを超えない金額ののれんを配分することを確保するものである（事務局注：取得企

業の既存CGUのPHに対して、購入のれんが識別されない方法とするもの。

### メリット及びデメリット

43. 提案している配分方法は、購入したのれんを隠すインセンティブに対処し、より明確で透明性のある配分の適用をもたらすと考えられる。
44. 企業が現在既存のCGUについてのヘッドルームの算定を求められていない中、配分の上限テストの実施することはコストを増加させることとなるが、EFRAGはIASBがPHアプローチを検討していることにも留意している。

### 提案2：のれんの内訳に関する追加的な情報

45. 利用者は、減損損失の源泉（すなわち、当該のれんを生じさせた企業結合）のトレースが困難であるため、追加質問を行うこととなる。
46. 当該情報の欠落は、各CGUに配分されたのれんの合計額についての調整表の開示（新規取得、再配分、減損及び処分を記載することも考えられる。）により埋められる可能性がある。

のれんは、事業セグメントに従ったグループのCGUに配分される。 201X年12月31日における、各CGUにおけるのれんの帳簿価額は次のとおりである。				
	CGU1	CGU2	CGU3	グループ
Aの取得に関連するのれん	6,500	1,500	1,265	9,265
Bの取得に関連するのれん	1,265	1,200	1,500	3,965
Cの取得に関連するのれん	1,200	1,260	1,211	3,671
Dの取得に関連するのれん	1,200	6,500	15,200	22,900
合計	10,165	10,460	19,176	39,801

### メリット及びデメリット

47. 調整表の導入により、のれんの配分の変更及び源泉についてより明確な情報が提供され、利用者が回復可能性を評価することに役立つと考えられる。
48. 本提案は、グループ再編後ののれんの再配分の複雑性に対処しておらず、複数年にわたって変動を追跡するために追加コストが生じることとなる。また、企業はおそらく遡及的な開示を実施するための情報を有していない。

**(回収可能価額：いつ算定すべきか（ステップ 0）)****IAS 第 36 号の要求事項**

49. IAS 第 36 号は、減損の兆候が見られた場合及び最低でも年に 1 度、のれんを配分した CGU の回収可能価額を算定することを要求している。一方で、償却を行っている資産については、複数の指標に基づき、減損の兆候が見られた際に当該資産の回収可能価額を算定することが要求されている。

**識別された論点**

50. 一部の回答者からは、減損の可能性が全く無い場合における CGU の回収可能価額の算定について、実務上の便益が生じない無駄な作業であるとする懸念が示された。
51. IAS 第 36 号第 99 項には、要件<sup>4</sup>を満たす場合に直近に実施した CGU の回収可能価額についての詳細な計算結果の使用を認める記述があるものの、適用要件が厳しいものと考えられている。
52. 一部の回答者はまた、米国会計基準には、減損の可能性について定性的な評価を行うオプションが設けられていることも指摘した。

**提案：ステップ0の導入**

53. 米国会計基準同様に、減損が生じている可能性が極めて低い (remote) 場合、かつその場合にのみ、企業は回収可能価額の算定を要求されないこととしてはどうか。
54. 当該ステップ 0 の導入のためには、より具体的で適切な指標が IAS 第 36 号上で求められ、次のような関連する事実と状況を評価することが考えられる。

## (1) マクロ経済的な状況

- ① 一般的な経済状況の悪化、あるいは資本の調達制限

---

<sup>4</sup> IAS 第 36 号 第 99 項

のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額について以前の期間に行った直近の詳細な計算は、次の要件がすべて満たされていることを条件に、当期における当該単位の減損テストに用いることができる。

- (a) 当該単位を構成する資産及び負債が、直近の回収可能価額の計算の時点から大きく変化していないこと
- (b) 直近の回収可能価額の計算結果が、帳簿価額を大差で上回っていたこと
- (c) 直近の回収可能価額の計算時点以降に発生した事象及び変化のあった状況の変化を分析した結果、当該資金生成単位の現在の回収可能価額が現在の帳簿価額を下回る可能性が極めて低い (remote) こと



- ② 業界及び市場環境の悪化、あるいは競合の増加
- ③ 企業の収益やキャッシュ・フローにマイナスに働くコスト（原料、労働力あるいはその他）の重大な増加

(2) 企業特有の状況

- ① 取得者あるいは非支配持分等（確定あるいは未確定の業績連動オプション及び条件付対価条項の結果）を購入した第三者の価格など、CGU について観察可能な価格
- ② 過去の計画と比較した際の実績や収益計画の悪化
- ③ 企業結合の実施目的（技術開発、市場アクセスあるいはシナジー）が達成されたかどうか
- ④ 以前の回収可能価額算定時の情報（直近の計算では回収可能価額が帳簿価額を大きく上回っており、資産や負債は当時より大きく変わっていない等の情報）
- ⑤ 取得事業の管理方法の変更あるいは計画変更（リストラや非継続事業）
- ⑥ 当初予想時よりもリストラ費用に重大な増加が見られること
- ⑦ その他企業特有の状況（主な人員や主要顧客の変更、破産や訴訟の検討等）

55. 企業は、回収可能価額に影響を与え得る、すべての事実と状況を考慮する必要がある。

56. また、酸性テスト(acid test)のように、定量的な要素を加えることも選択肢となる可能性があり、例えば、上場会社について市場価格が純資産価格より低い、あるいはCGUの収益が定義された閾値を下回った等を、減損の可能性の決定的な兆候とすることも考えられる。さらに、判定についての透明性に対処するため、兆候判定において重視した指標について開示を要求することも考えられる。

メリット及びデメリット

57. ステップ0の導入はコストの削減に繋がり、またオプションとすることで、全体的なプロセスの簡素化に繋がるかを判断したうえで適用されることとなり、IAS第36号第99項よりも大きな簡素化となり得る。

58. 兆候判定の導入により、減損の評価そのものにおける判断を増加させることになる。

59. 減損の発生可能性を評価する閾値（remote、more likely than not あるいは

probable 等)を設定する必要がある、IFRS の可能性の閾値に関しては、別途、適用における潜在的なばらつきが懸念されている。

60. 指標間で相反する結果が生じた場合に判断が困難となる一方で、正確なヒエラルキーを定義することは不可能だと考えられる。
61. 経営者に、減損が生じる可能性が極めて低いと結論づけるインセンティブがあり、兆候判定において重視した指標等の開示を要求することでは、そのリスクを払拭できない。
62. 強制的な減損テストについては、取得事業の業績をモニターする良い管理ツールであり、財務諸表利用者が受託責任を評価する場合に有用となる見解もある。また、提案では、減損の可能性が極めて低い (remote) 場合についてしか、コスト削減を実現できない。

#### **(回収可能価額：単一モデルによる算定)**

##### **IAS 第 36 号の要求事項**

63. IAS 第 36 号は、回収可能価額を、市場参加者の見込みを反映する処分費用控除後の公正価値 (FVLCD) と、企業独自の見込みを反映する使用価値 (VIU) のどちらか高いものと定義している。
64. 実務上は、多くの企業が回収可能価額の算定に DCF 法を用いており、2013 年の ESMA の調査では、ほとんどの企業が DCF 法により算定した VIU を使用していた。また、他の調査では、FVLCD と VIU を算定した場合、多くにおいて VIU が高い価値となることが示されていた。

##### **識別された論点**

65. 回答者からは、VIU と FVLCD との関係が混乱を招いているとする意見、利用者が両方法の違いを理解していないとする意見、VIU について経営者の主張に対し異議を唱えることが困難であるとする意見等が聞かれていた。

##### **提案：単一の算定アプローチ**

66. 実務上の観点から、VIU あるいは FVLCD のどちらかの方法のみ保持することにより、作成者及び利用者双方にとって用いた前提やインプットの検討が不要となり、簡素化につながり得ると考えられる。

メリット及びデメリット

67. 単一のアプローチとすることにより、企業は回収可能価額が帳簿価額より低い場合に、もう一つの選択肢について算定する必要がなくなる。
68. どちらの算定アプローチにもメリットがある。
- (1) FVLCD: 観察可能な価格がある場合に信頼性があり、作成者が未だコミットしていない将来のリストラクチャリングや資産の性能の改善による便益をキャッシュ・フローに織り込むことができる。
- (2) VIU: シナジー等企業固有の要因を織り込むことができ、このことは、見込まれるシナジーを目的として多くの事業取得がなされている事実に沿ったものである。また、即時に売却した場合に見込まれる価値でなく、継続的な資産の使用及び将来の処分により見込まれる価値を反映することが可能となる一方で、前提が主観的であることや減損の認識遅延に繋がるという批判もある。
69. 片方の算定方法の削除は、回収可能価額にかかる概念の変更となり、目的適合性を減少させる可能性があるため、IASBはIAS第36号の対象となる資産全体を対象として議論すべきか検討する必要がある。
70. どの程度のケースがこの場合に該当するかは調査していないものの、単一のアプローチとすることにより、一方の価格が回収可能価額より高く、もう一方の価格が回収可能価額より低い場合に、現行のアプローチよりも多くの減損損失の認識につながる。

**(回収可能価額：VIUと将来のリストラクチャリング)**IAS第36号の要求事項

71. IAS第36号において、VIUの算定におけるキャッシュ・フロー予測は、合理的で裏づけ可能な仮定に基づき、直近の財務予算・予測を基礎としなければならないとされている。
72. また、将来キャッシュ・フローは、資産の現在の状態で見積もらなければならないが、企業が未だ確約していない将来のリストラクチャリングや当該資産の性能の改善又は拡張から発生すると見込まれるキャッシュ・フローを、当該見積りに含めてはならないとしている。

識別された論点

73. 一般的に、買手が最大購入価格を決定する際には、将来のリストラクチャリングやプロセスの変更を考慮するものと考えられ、将来のリストラクチャリングの除外は事業の取得価格を反映していないのではないかとする意見が聞かれている。

提案：将来のリストラクチャリングの考慮

74. 未だ確約していないリストラクチャリングについて、(未公表なものの) 正式な計画がある場合及び(あるいは) 予測可能な将来において完了が見込まれる場合に考慮することを認めることが考えられる。また、加えて、当該リストラクチャリングの実行可能性や経済的余裕、計画遂行のための他の資源 (IAS 第 38 号「無形資産」第 57 項<sup>5</sup>の開発に類似した要求事項) を織り込むうえで求めることが考えられる。

メリット及びデメリット

75. 当該提案により、FVLCD と VIU の違いが減少し、また企業の予算からリストラクチャリング分を除外する調整を加える手間が削減される。
76. 取得企業が取得時に将来のリストラクチャリングを見込んでいた場合について、当該要素の控除により戻入不能な減損が発生するという状況を回避できる。
77. しかし、当該提案については以下の論点も生じる。
- (1) 既存の報告における組織構造に変更が見込まれる場合に、会計単位の識別が困難となる。
  - (2) 長期の計画が必要となり、リストラクチャリングの実施に長期間を要する場合に、最終的な結果は当初の見込みから乖離し得る。
  - (3) IAS 第 36 号における使用価値に関する概念である、現状における当該資産ある

<sup>5</sup> IAS 第 38 号第 57 項

開発 (又は内部プロジェクトの開発局面) から生じた無形資産は、企業が次のすべてを立証できる場合に、かつ、その場合にのみ、認識しなければならない。

- (a) 使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- (c) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (d) 無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか。とりわけ、企業が、当該無形資産の産出物又は無形資産それ自体についての市場の存在や、無形資産を内部で使用する予定である場合には、当該無形資産の有用性を立証できること。
- (e) 開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

いはCGUについての回収可能価額を評価すべき、とする考え方を変更することに繋がり得る。

### (回収可能価額：VIUと割引率)

#### IAS第36号の要求事項

78. IAS第36号は、VIUの計算上で用いる割引率について、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクのうち、それについて将来キャッシュ・フローの見積りを調整していないものに関する現在の市場評価を反映した税引前の利率としなければならないとしている。

#### 識別された論点

79. 割引率の決定は問題のある領域とされている。特に、多くの場合、企業は税引後の割引率しか観察可能でなく、適切な税引前の割引率の算定は困難であり、課題があると考えられている。
80. 回答者は税引前ベースでの計算を用いる便益に疑問を持っており、税引後ベースでの計算と比べ、利用者には有用な情報となることを理解していなかった。これらの回答者は、多くの学術文献が税引後のキャッシュ・フローを見込み、税引後の割引率を使用していることに着目していた。
81. 多くの場合、減損テストは税引後ベースで実施され、追加的に税引前の割引率を算定するための単純な反復計算がなされているのみであった。

#### 提案：税引後の割引率の使用を容認

82. 企業に税引前あるいは税引後の割引率の使用を認め、どちらを選択したか開示させるべきである。

#### メリット及びデメリット

83. 提案により、VIUの計算が簡素化され、WACC等の使用が認められることを通じ企業の負荷が削減される。
84. 税引前の割引率を使用した場合、一時差異の調整が行われる限りにおいては結果に差が生じないため、計算上の目的適合性は失われない。
85. しかし、税引後の割引率の使用を認めた場合には、CGUの構成に影響が生じ、異なるCGUに配分すべき税金を計算することが必要となる可能性がある。さらに、将来

キャッシュ・フローに税金を反映することについて、繰延税金や当該金額を CGU の帳簿価額に含めるか等、実務上の検討が必要となる。

86. 本提案の検討にあたっては、CGU の帳簿価額と回収可能価額の算定基礎を整合させる必要があり、将来キャッシュ・フローにおける見積もりについて、IAS 第 12 号「法人所得税」の要求事項にも沿った形とする必要がある。

### **(回収可能価額：自己創設のれんへの対処)**

#### **識別された論点**

87. のれんは直接測定可能でなく CGU レベルでしかテストできないため、減損損失を潜在的に覆い隠す多くのバッファが存在する。当該バッファの 1 つには、企業結合後に取得企業がその努力や投資を通じて生じさせる可能性がある、追加的なのれんがある。概念的に、これは購入のれんの一部ではない。
88. IAS 第 36 号 BC131E 項では、企業がのれんの全体的な価値を（例えば、広告や顧客サービスに資源を使用することにより）維持できることを前提とすると、のれんが資産であるならば、ある意味で、企業結合で取得したのれんが消費されて置き換えられることが認識されているが、IASB は 2 つの構成要素を切り離すことができないと結論づけている。
89. この点、IAS 第 38 号「無形資産」が自己創設のれんの認識を認めていないことと矛盾が生じており、企業にとって内部的な成長よりも M&A による成長が有利とする会計上のインセンティブが生じているとする批判もある。

#### **提案：のれん Accretion アプローチ**

90. IAS 第 36 号は、購入のれんの減損テスト時に、自己創設のれんの影響を取り除くための調整を企業に求めるべきである。
91. 企業はのれんの期首残高にあるレートに乗じて、毎年 Accretion 額を決定し、当該金額を CGU の帳簿価額に加える。減損が生じない場合、当該 Accretion 額を維持し、減損が生じた場合には、対応する当該 Accretion 額を減らす。企業はのれんが完全に認識されなくなるまで、Accretion 額の決定を継続する。（詳細は別紙 1-Appendix1）

#### **メリット及びデメリット**

92. アプローチの検討における前提に関連して、次を示している。

- (1) 提案は、取得後の自己創設のれんにより生じるバッファの影響を緩和することを目的としており、自己創設のれんを直接測定する方法がないため、生成される割合について仮定を置かざるを得ないものとしている。
  - (2) 本アプローチは、購入のれんについて、時の経過にあわせた消費を反映することを意味している。言い換えれば、購入のれんの耐用年数は確定できないものの有限であるとしている。
  - (3) 実務上は、事業の回収可能価額が維持あるいは増加していると見做され得るが、取得後長期間が経過した後の価値の増加は、取得そのものよりもむしろ、取得後に実施された活動や取得企業による投資に関連するものと考えられる。
  - (4) 購入のれんは、識別可能資産を超えて見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値を表し、キャッシュ・フローの現在価値は、時の経過とともに割引相当分巻き戻され (unwound) 増加するべきである。
  - (5) のれんの Accretion アプローチの目的は、CGU 全体を、認識されない自己創設のれんを控除した回収可能価額で測定するとするものであり、資産を回収可能価額よりも高い金額で保有すべきでないとする IAS 第 36 号の目的と矛盾するものではない。
  - (6) のれんの Accretion アプローチの適用は、自動的に年次の減損を生じさせるものではない。EFRAG は、一部には、購入のれんが時間とともに消費され、耐用年数が有限であるという考えを支持しない見解や、他方で本アプローチの概念が正しいのであれば定期的な償却が適切であるとする見解があることを認識している。
  - (7) IASB は取得前のヘッドルームにより生み出されるバッファに対処する方法を検討しており、PH アプローチとのれん Accretion アプローチは異なるバッファに対処するものである。相互補完的に 2 つの方法をどのように統合するかについては、追加的な分析が必要となる。
93. 本アプローチの重要な特徴を、費用対効果と簡素化であるとして次を示している。
- (1) のれん Accretion アプローチの適用は比較的単純であり、実質的には想定利息 (notional interest) の計算と同様である。また、のれんが既存の CGU に配分されるか取得事業に配分されるかに関らず有効となり、Accretion 率を割引率と同一と仮定した場合には、本アプローチにおいて追加的なインプットを決定することは求められない。
  - (2) EFRAG は、のれん Accretion アプローチは自己創設のれんの直接的な測定より

もむしろ、自己創設されるのれんの増加率の仮定を基礎としたものであると認識しており、この仮定により、自己創設のれんを区分して測定することや、実務上可能で費用対効果が高いことを確保する必要があることについての多大な課題に対処したものとなっているとしている。



(別紙 1-Appendix1)

## のれんの Accretion アプローチの設例

1. 0 年度に企業 A が事業 B を取得した。精査の結果、のれんは CU 100 であった。企業 A は、事業 B を一つの CGU として購入のれん全てを配分する。なお、企業 A は Accretion 率を 7%とした。
2. 毎年、のれんの期首残高に前期末の Accretion 率を乗じること Accretion 額を算定しており、回収可能価額（あるいは CGU の帳簿価額に加える。）から控除している。なお、Accretion 額は貸借対照表に認識されず、減損テストの目的のみで使用される。
3. 1~3 年間適用した場合の例を次の表で示している。
  - ・ 1 年度末に、企業は減損損失を認識せず、Accretion 額 CU 7 を繰り越した。なお Accretion 率を 6%に見直している。
  - ・ 2 年度末に、企業は減損損失を CU 9 認識し、期末ののれん額は 91 となった。また、Accretion 率を 8%に見直した。
  - ・ 3 年度に、企業は累計 Accretion 額を CU 9 減らし、CU  $91 \times 8\% = 7.3$  として新たに Accretion 額を追加する。企業は、減損損失を認識せず、累計 Accretion 額 CU 11.3 を繰り越す。

	1年度	2年度	3年度
CGUの回収可能価額	320.0	284.0	275.0
期首Accretion額	0.0	7.0	13.0
期中増価額	7.0	6.0	7.3
減損による調整	0.0	0.0	<b>-9.0</b>
累計Accretion額	7.0	13.0	11.3
調整後回収可能価額	313.0	271.0	263.7
純資産の帳簿価額	200.0	180.0	168.0
のれんの帳簿価額	100.0	100.0	91.0
合計-CGUの帳簿価額	300.0	280.0	259.0
減損損失	0.0	<b>-9.0</b>	0.0
のれんの減損後の帳簿価額	100.0	91.0	91.0
前期末Accretion率	7%	6%	8%

**Accretion 率として何を使用すべきか**

4. のれん Accretion アプローチでは、レートを選択が重要なインプットとなり、仮に採用する場合、レートについてさらなる議論が必要となる。シンプルな選択として、減損テストに用いた割引率を使用することが挙げられる。
5. EFRAG では、当初の割引率（すなわち、最初の減損テストに用いられた割引率）あるいは、更新したレートを使用すべきかを議論してきた。Accretion 率の更新は、減損テストのモデルとも整合したものである。
6. しかし、割引率の減少は、回収可能価額の増加（キャッシュ・フローの金額に変更がない場合）と Accretion 額の減少をもたらすこととなり、計算上はどちらも減損損失が認識されにくくなる効果をもたらすこととなる。
7. 一方で、割引率の減少は、現金価値を下げ、取得事業への企業の投資機会を増やすこととなり、自己創設のれんの生成を促進する可能性があると考えられるため、前項の結果は直感に反しているようにも見える。
8. また、Accretion 率を更新しないものとした場合には適用上の問題が生じる。過去の企業結合によりのがれんが既に認識されている CGU に、新しい企業結合によるのがれんが加わった場合に、新しいのがれんと過去のがれん、それぞれについてテストを実施する必要があるが出てくる。
9. 本アプローチは、自己創設のれんの創出率をシミュレーションしようとするものであり、当初のレートは、投資者が当該投資を受け入れた際のリターンを表し、当該レートの見直しは現在のリターンの見込みを表す。更新したレートに基づくアプローチを選んだ場合に適用が単純となると考えられる。
10. 他にも検討すべき点があり、例えば一般的な物価の変化のみにより減損損失を認識することを避けるために、インフレの影響を控除することが考えられる。
11. 企業は購入のれんについて、期待するリターンの利率を識別すべきという意見もある。一つの方法として、割引率の比較があり、具体的には取得全体についての目標リターンの加重平均レートに対する他の識別可能な取得資産のリターンのレートの比較を行うことが考えられる。

### 部分的な処分や売却が計算上どのように影響するか

12. IAS 第 36 号第 86 項は、企業がのれんを配分した CGU の事業を処分した場合に、のれん（あるいはその一部）を処分した事業に含め、認識中止すべきとしている。
13. 同項は、IFRS において定義されていない処分に対処するものであるが、IFRS 第 5 号は処分グループに関する概念を含んでおり、当該処分グループは売却目的又は所有者分配目的に分類することとされている。よって IAS 第 36 号第 86 項は、所有者に対する非金融資産の分配にも適用される可能性がある。
14. 事業の処分は、取得後に生じた自己創設のれんの処分を含んでいる可能性があり、処分後の減損テストに含められる Accretion 額も減少させる必要があると考えられるため、一部売却や分配の後、累計 Accretion 額は、他の方法がより適切であると企業が示すことができない限りにおいて、認識中止されるのれんの割合と同じ割合で減額すべきである。
15. 現金の分配は Accretion 額に影響を与えない。Accretion 額は所有者の利益の分配を描写していない。

(参考) IFRS 及び米国会計基準で示されている減損の定性的な兆候判定の指標

	IFRS	米国会計基準
判定基準	資産が減損している可能性 (may be impaired) を示す兆候があるか否かを検討する。(IAS 第 36 号第 12 項)	報告単位の公正価値が帳簿価額以下である可能性が 50%を超えている (more likely than not) か否かを定性的な要因により評価する。(350-20-35-3A)  兆候判定を行わず、直接定量的なテストを実施する無条件のオプションがある。(350-20-35-3B)
減損の兆候 (あるいは評価すべき状況) の例示	両基準において、以下の例示は包括的なものでなく、その他の事象と状況も考慮するものとされている (なお、米国会計基準の例示を IFRS の内容にあわせ並び替えている。)	
	外部の情報源 (IAS 第 36 号第 12 項)	350-20-35-3C より
	内部の情報源 (IAS 第 36 号第 12 項)	

	<p>しくはリストラクチャリングの計画、以前に予想していた日よりも前に当該資産を処分する計画、又は当該資産の耐用年数が確定できないのではなく確定できるものとして再判定することが含まれる。</p> <p>(g) 資産の経済的成果が予想していたより悪化し又は悪化するであろうということを示す証拠が、内部報告から入手できる。</p>	<p>でののれんの減損の認識などの報告単位に影響を与える事象</p>
	<p>子会社、共同支配企業又は関連会社からの配当（第12項）</p> <p>(h) 子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資について、投資者が当該投資からの配当を認識しており、かつ、次のいずれかの証拠が利用可能である。</p> <p>(i) 個別財務諸表における当該投資の帳簿価額が、連結財務諸表における投資先の純資産（関連するのれんを含む）の帳簿価額を超えている。</p> <p>(ii) 配当が、その配当が宣言された期間におけるその子会社、共同支配企業又は関連会社の包括利益の合計額を超えている。</p>	
	<p>内部報告から得られる証拠（第14項）</p> <p>(a) 当該資産を取得するためのキャッシュ・フロー、又はその後の資産の操業若しくは維持に必要な資金が、当初予算よりも著しく高額であること</p> <p>(b) 当該資産から生じる実際の正味キャッシュ・フロー又は営業損益が、予算よりも著しく悪化していること</p> <p>(c) 当該資産から生じる予算化されていた正味キャッシュ・フロー若しくは営業利益の著しい悪化、又は予算化されていた損失の著しい増加</p> <p>(d) 当該資産に関する営業損失又は正味キャッシュ・アウトフロー（当期の数値を将来の予算上の数値と合計した場合）</p>	<p>(d) 過年度の実績または過去の計画値と比較して、キャッシュ・フローあるいは収益が低下している等の全体的な財務業績</p>
<p>その他</p>	<p>その他免除規定（第99項）</p> <p>のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額について以前の期間に行った直近の詳細な計算は、次の要件がすべて満たされていることを条件に、当期における</p>	

	<p>当該単位の減損テストに用いることができる。</p> <p>(a) 当該単位を構成する資産及び負債が、直近の回収可能価額の計算の時点から大きく変化していないこと</p> <p>(b) 直近の回収可能価額の計算結果が、帳簿価額を大差で上回っていたこと</p> <p>(c) 直近の回収可能価額の計算時点以降に発生した事象及び変化のあった状況の変化を分析した結果、当該資金生成単位の現在の回収可能価額が現在の帳簿価額を下回る可能性が極めて低い(remote) こと</p>	
--	--	--

以 上